

高山赤十字病院 医療費自動精算機の導入に係る仕様書

本仕様書は、高山赤十字病院（以下、「本院」という。）における医療費自動精算機一式の新規導入にかかる調達（以下、「本調達」という。）に適用する。

1. 調達物件名

医療費自動精算機 一式

2. 調達の目的

医療費会計の自動化による業務のスリム化及びキャッシュレス機能、多言語機能を付しサービスの向上の図ることを目的とする。

3. 調達物件及び数量

- (1) 医療費自動精算機 2台
 - ・診療本館1階 会計窓口前 2台
- (2) 医療費自動精算機管理端末 1台
 - ・診療本館1階 会計窓口室内 1台

4. 調達物件の機能要件

「医療費自動精算機 機能要件一覧」（別紙1）のとおり

5. 調達物件の保守要件

- (1) 迅速な障害復旧対応が可能な保守体制が整っていること。
- (2) 24時間365日体制のコール体制を保有していること。
- (3) 障害発生時の連絡窓口は1箇所であること。
- (4) 調達物件については、導入後1年間を無償保守期間とし、7年間は修理対応を保証すること。
- (5) 無償保守期間終了後の保守対応は、別途契約を締結すること。

6. 機器の納品、設置

- (1) 調達物件の納品
 - ・当院が指定する場所へ納品すること。
（診療本館1階 会計窓口前）
 - ・納品物一覧を作成し、本院担当者の検収を受けること。

(2) 納品期限

令和6年12月31日(火)

※ただし、医事会計システムとの連携テストなど実施する必要があるため、当院と調整したうえで、納品、現調の日程を決定すること。

(3) 搬入、据付調整等

- ・必要に応じて、自動精算機稼働後の立会いを行うこと。また、事前に立会いのスケジュールを提出すること。
- ・搬入費及び据付調整費についても本調達に含むこと。
- ・自動精算機を設置する際は、不要となる機器やケーブルなどを撤去し、本院が指定する場所に整然と設置すること。なお、器機破棄処分は本業務に含めない。
- ・納品物件の搬入、据付、調整等にあたっては、診療業務等に支障を与えないように当院職員の指示に従うこと。万一、既設建物等に破損を与えた場合は、本院職員の指示により、納入業者が責任をもって元の状態に復旧させること。
- ・納入業者は、病院という特殊性を十分認識し、作業の際には防音対策及び安全性、清潔環境維持に努めること。